

旧学制下埼玉県の小学校教育員検定制度

—1900年以降—

内田 徹¹⁾ 丸山 剛史²⁾

要約

本小論の目的は、1900年以降の旧学制下埼玉県における小学校・国民学校教員検定制度の展開から廃止までの過程を『埼玉県報』、『埼玉県統計書』等を用いて詳細に解明することである。分析の結果、1908～41年までは『埼玉県教育史』が言及していない「小学校令施行ニ関スル細則」により教員検定制度が規定されていたことがわかった。また、講習修了後に臨時試験検定を実施する教員養成講習会が埼玉県でも開催されていたことを確認した。埼玉県の教員検定制度の主な特徴は、試験科目において欠くことのできる科目が東京府・岡山県等と比較して多く、検定手数料は他府県よりも低く設定されていたことである。しかし、検定試験の合格は容易ではなく、各郡実施の准教員養成講習等に際して行われた臨時試験検定の合格率は決して高くなかった。埼玉県では他府県では確認されていない農事試験場実習生修了者に無試験検定を実施していたことも明らかになった。

キーワード 小学校・国民学校教員検定制度 府県比較事例研究 埼玉県 1900年以降

目次

1. はじめに：研究の目的及び方法
2. 「小学校教員検定及免許状ニ関スル細則」期
 - 2.1 「小学校教員検定及免許状ニ関スル細則」制定
 - 2.2 「小学校教員検定受験者心得」制定
3. 「小学校令施行ニ関スル細則」期
 - 3.1 「小学校令施行ニ関スル細則」制定
 - 3.2 細則中改正（明治43）
 - 3.3 細則全部改正
 - 3.4 細則中改正（大正7）
 - 3.5 細則中改正（大正11）
 - 3.6 細則中改正（大正15）
 - 3.7 細則中改正（昭和9）
 - 3.8 従軍受験者への措置
 - 3.9 その他：教員検定に関する取り組み
 - (1) 各郡准教員養成講習
 - (2) 埼玉県教育会開催教員養成講習会
 - (3) 高女補習科・農業試験場実習生修了者に対する専科正教員・無試験検定
 - (4) 「埼玉県尋常小学校本科正教員養成講習会規則」制定
4. 「国民学校令施行細則」期
 - 4.1 「国民学校令施行細則」制定
 - 4.2 細則中改正（昭和20）
 - 4.3 細則中改正（昭和21）
 - 4.4 その他：教員検定に関する取り組み
5. おわりに

1) 浦和大学 こども学部

2) 宇都宮大学 教育学部

1. はじめに：研究の目的及び方法

本小論は、旧学制下の小学校・国民学校教員検定制度の府県比較事例研究の一環をなすものであり、埼玉県を対象化した事例研究の第2報である¹。本小論では、1900年以降旧学制廃止までの時期を対象とする。

当該期の埼玉県の小学校教員検定に関しては、『埼玉県教育史』²において教員の資格・任用問題とのかかわりで言及され、1900（明治33）年9月29日、県令第59号により「小学校教員検定及免許状ニ関スル細則」が制定されたこと、1941（昭和16）年の国民学校令制定に伴い、同年5月20日県令第51号により「国民学校令施行細則」が制定され、同細則により教員検定のあり方が規定されたこと、などが明らかにされている。出典は不明であるが、1917（大正6）年度から1944（昭和19）年度までの検定実施状況も明らかにされている³。このほか、丸山剛史は『埼玉県統計書』（1941～46年度）を用い、1945（昭和20）年度は検定が「中止」され、1946（昭和21）年度に再開され、同年度の初等科訓導・無試験検定では1000名を超える合格者が輩出されていたこと、などを明らかにしている⁴。

ところで、筆者らが埼玉県小学校・国民学校教員検定制度検討のために『埼玉県学事年報』、『県報』、『埼玉県統計書』、埼玉県教育会雑誌を確認していくと、1908（明治41）年以降は「小学校令施行ニ関スル細則」により教員検定のあり方が規定されていたこと、1942（昭和17）年には「埼玉県臨時国民学校初等科訓導養成所規則」が制定され、同養成所修了者に「検定ノ上」免許状が授与されていたことなど、『埼玉県教育史』では言及されていない規則や検定制度を利用した教員養成機関があることがわかってきた。そこで、本小論では第2報として1900（明治33）年9月以降から1947（昭和22）年3月までを対象として埼玉県小学校・国民学校教員検定制度の展開から廃止までの過程を明らかにする。

検討に際しては、（1）出願手続きの方法、（2）試験の実施時期・回数、（3）試験科目、（4）検定の方法・合格判定基準、（5）手数料の5点に留意する⁵。

（1）は、「教員養成における国家の関与」との関係を検討するために設定した視点である。従来、小学校教員検定のうちの試験検定は「師範教育によらないで教員になりうる道」⁶と考えられてきたが、筆者らの研究により試験検定でさえ、官職である郡長による品行確認を経て検定を受験することになっており、「教員養成における国家の関与」から免れることはできなかったことが明らかになりつつある。埼玉県も同じことが指摘できるか確認する必要がある。（2）から（5）はいずれも府県独自の判断が影響しやすい事項と考えられるため、本事例研究でも検討しておきたい。

2. 「小学校教員検定及免許状ニ関スル細則」期

2.1 「小学校教員検定及免許状ニ関スル細則」制定

先行研究で指摘されているように、1900（明治33）年9月29日、県令第57号により「小学校教員検定及免許状ニ関スル細則」が制定された⁷。ただし、その詳細は『埼玉県教育史』

では取り上げられていないため、ここで取り上げて検討することとする。同細則は全10条で構成されている。

第一条 試験検定ハ毎年春秋二期ニ之ヲ施行シ其期日場所ハ予メ之ヲ告示ス但シ時宜ニ依リ某種ノ検定ヲ欠クコトアルヘシ

第二条 師範学校ニ於ケル小学校教員講習科ヲ了リタル者及高等女学校ニ於ケル裁縫専修科ヲ了リタル者ニ就キテハ前条ノ期日ニ拘ハラズ修了ノ際検定ヲ施行スルコトアルヘシ

第三条 検定ヲ請フ者ハ検定ノ種類及本科専科正教員准教員等ノ別ニ就キ其志望ヲ明記シ履歴書及戸籍抄本並小学校令施行規則第四百四条ニ関スル町村長ノ証明書ヲ添へ所轄郡役所ヲ経テ知事ニ願出ツヘシ但本県ニ於テ授与シタル小学校教員免許状ヲ有スル者ハ戸籍抄本並小学校令施行規則第四百四条ニ関スル証明書ヲ要セス

師範学校ニ於ケル小学校教員講習科ヲ了ハリタル者及高等女学校補習科若ハ裁縫専修科ヲ了ハリタル者ニ就キテハ前項ノ願書ヲ須キス当該学校長ノ申請ニ依リ検定スルモノトス

第四条 小学校令施行規則第八條第一項第九條第二項第十一條第一項第十二條第二項ニ依リ一科目若ハ数科目ノ試験ヲ欠クハ本人ノ申出ニヨルモノトス

第五条 小学校令施行規則第十一條第一項但書ニ依リ数学ハ算術、歴史ハ日本歴史トシ同條第二項ニ依リ女子ノ為ニ裁縫ヲ加フ

第六条 試験検定ヲ受クル者試験場内ニ在テハ検定委員ノ命令ヲ遵守スヘシ其命令ニ違背シ又ハ不正ノ行為アリト認ムルトキハ委員ハ之ニ退場ヲ命シ試験ノ全部ヲ無効トスルコトアルヘシ

受験者心得ハ別ニ之ヲ定ム

第七条 検定ヲ請フ者ハ手数料トシテ正教員ハ金參拾錢准教員ハ金貳拾錢ヲ納付スヘシ

前項ノ手数料ハ第三条第二項ニ依リ検定スル者ニ就キテハ之ヲ徴収セス

第八条 前条ノ手数料ハ之ヲ納付シタル後ニ於テ検定ノ願下ヲナシ又ハ試験ニ応セサルトキト雖還付セス

第九条 小学校令施行規則第二百十條第二項ノ手数料ハ金拾錢トス

第十条 町村長ハ小学校令第四十九條第一項ニ該当シタル者アルトキ及小学校ニ勤務セサル者ニシテ同條第二項ニ該当スト認ムル者アルトキハ其氏名及事由ヲ知事ニ申報スヘシ

(1) 出願手続きの方法に関しては、「検定ヲ請フ者」は志望教員種別を明記の上、「履歴書及戸籍抄本並小学校令施行規則第四百四条ニ関スル町村長ノ証明書」を「所轄郡役所」を経由して「知事」へ提出することとされている。小学校令施行規則第104条は禁固刑以上の受刑者等、受験資格を失う条件を明記した条項である。同時期の他府県（静岡県、群馬県、東京府ほか）では履歴書等の様式が定められているが⁸、埼玉県は様式を指定しておらず、この点が特徴的である。

(2) 試験の実施時期・回数に関しては、「試験検定ハ毎年春秋二期ニ施行」するとされて

いる。同じ時期、他府県では、無試験検定は随時、試験検定は年2回及び臨時とされ、臨時試験検定を行うことが明記されているが、埼玉県は臨時試験検定を明記していない。逆に埼玉県は「但シ時宜ニ依リ某種ノ検定ヲ欠クコトアルヘシ」と、検定を実施しない教員種別があることを明記している。他府県と比較し、受験機会が制限されていたと考えられる。

(3) 試験科目に関しては、「小学校令施行規則第百八条第一項第百九条第二項第百十一条第一項第百十二条第二項ニ依リ一科目若ハ数科目ノ試験ヲ欠クハ本人ノ申出ニヨルモノトス」とされ、試験科目、特に欠くことができる科目は小学校令施行規則にもとづくこととされた。

(4) 検定の方法・合格判定基準は明記されていない。

(5) 手数料に関しては、検定手数料は正教員が30銭、准教員が20銭とされている。同時期の静岡県は1円（正教員・准教員の区別なし）、群馬県及び東京都は正教員1円、准教員50銭と設定されており、他府県と比較し、格段に低く設定されている⁹。受験しやすくするための措置であろうか。

2.2 「小学校教員検定受験者心得」制定

翌月（10月）23日には、告示第167号により「小学校教員試験検定受験者心得」が示された¹⁰。同心得は全10条から構成されている。前月に県令で定められた細則第6条の「受験心得ハ別ニ之ヲ定ム」の条項を受けて制定されたものと考えられる。

小学校教員試験検定受験者心得

第一条 受験者試験場ニ在リテハ総テ検定委員ノ命令ヲ恪守スヘシ

第二条 受験者ハ試験ヲ受クヘキ日ノ前日試験場ニ出頭シテ宿所氏名ヲ到着簿ニ記載シ番号札ヲ受取ルヘシ

第三条 受験者ハ羽織袴又ハ洋服ヲ着用スヘシ

第四条 受験者入場時間ニ後レタル者ハ検定委員ノ許可ヲ受クルニ非サレハ入場スルコトヲ得ス

第五条 受験者ハ毛筆、鉛筆、小刀、算盤、硯、墨、裁縫用具及図画用具ノ外検定委員ノ許可ヲ受クルニ非サレハ携帯入場スルコトヲ得ス

第六条 試験中受験者ハ場外ニ出ツルヲ得ス若シ已ムヲ得サル事故アルトキハ検定委員ノ許可ヲ受クヘシ

第七条 一旦答稿ヲ差出シタル後ハ誤謬等発見スルモ之ヲ改竄スルコトヲ得ス

第八条 答稿ハ一葉毎ニ用紙ノ首ニ学科目ヲ記シ其下ニ自己ノ番号及氏名ヲ記入スヘシ

第九条 配当ノ用紙ハ書損等ヲ為シタル場合ニ於テモ引換ヲ許サス但不足ヲ生シタルトキハ更ニ請求スルコトヲ得

第十条 受験中ハ互ニ談話換席シ又ハ器具物品ヲ交換貸借スヘカラス

検定受験者心得は、1892（明治25）年にも「乙種検定受験者心得」が出されているが、今回の「心得」では答案ごとに受験番号及び氏名を記入するよう指示した第8条が追加され、旧「心得」の検定中止・答案無効に関する条項が削除されただけであり、大きな変化はないと思われる。

3. 「小学校令施行ニ関スル細則」期

3.1 「小学校令施行ニ関スル細則」制定

1908（明治41）年3月31日、県令第22号により「小学校令施行ニ関スル細則」が制定された。同細則「第五章 教員検定及免許」（第34条～第40条）において小学校教員検定のあり方が規定されていた。

第三十四条 無試験検定ハ隨時ニ試験検定ハ春秋二季ニ之ヲ行フ但試験検定ハ時宜ニ依リ臨時ニ之ヲ行ヒ若ハ其種ノ検定ヲ欠クコトアルヘシ

試験検定ノ期日及場所ハ予メ之ヲ告示ス

師範学校ニ於ケル小学校教員講習科ヲ了リタル者若ハ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケタル者ニ関シテハ前項ノ告示ヲ為サス臨時ニ試験検定ヲ行フコトアルヘシ

第三十五条 検定ヲ請フ者ハ検定ノ種類及本科、専科正教員、准教員等ノ別ニ就キ其志望ヲ明記シ履歴書及戸籍抄本並小学校令施行規則第百四条ニ関スル町村長ノ証明書ヲ添ヘ所轄郡役所ヲ経テ知事ニ出願スヘシ但本県ニ於テ授与シタル小学校教員免許状ヲ有スル者ハ戸籍抄本並町村長ノ証明書ヲ要セス

師範学校ニ於ケル小学校教員講習科ヲ了リタル者若ハ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケタル者ニ就キテハ願書ヲ須ヒス当該学校長等ノ申請ニ依リ検定スルモノトス

第三十六条 小学校令施行規則第百八条第一項第百九条第二項第百十一条第二項第百十二条第二項ニヨリ一科目若ハ数科目ノ試験ヲ欠クハ本人ノ申出ニ依ルモノトス

第三十七条 試験検定ヲ受クル者試験場内ニ在テハ検定委員ノ命令ヲ遵守スヘシ其命令ニ違背シ又ハ不正ノ行為アリト認ムルトキハ委員ハ之ニ退場ヲ命シ試験ノ一部若ハ全部ヲ無効トス

第三十八条 検定ヲ請フ者ハ手数料トシテ正教員ハ金參拾錢准教員ハ金貳拾錢ヲ納付スヘシ

前項ノ手数料ハ第三十五条第二項ニ依リ検定スル者ニ就キテハ之ヲ徴収セス

小学校令施行規則第百二十条第二項ノ手数料ハ金拾錢トス

第三十九条 前条第一項ノ手数料ハ之ヲ納付シタル後ニ於テ検定ノ願下ヲ為シ又ハ試験ニ応セサルモ之ヲ還付セス

第四十条 町村長ハ小学校ニ勤務セサル者ニシテ小学校令第四十九条第一項ニ該当シタル者又ハ同条第二項ニ該当スト認ムル者アルトキハ其氏名及事由ヲ知事ニ報告スヘシ

(1) 出願手続きの方法に関しては、前記の「小学校教員検定及免許状ニ関スル細則」と同様に志望教員種別を明記の上、履歴書、戸籍抄本、町村長による受験有資格証明書を、郡役所経由にて知事へ提出することとされた。同細則でも書式は指定されなかった。

(2) 試験の実施時期・回数に関しては、無試験検定は随時、試験検定は年2回（春秋）及び臨時に施行するとされ、「小学校教員検定及免許状ニ関スル細則」期の規定を踏襲しつつ、新たに「臨時」試験検定施行に関して規定するようになった。

(3) 試験科目に関しては、小学校令施行規則にもとづくこととされ、「小学校教員検定及免許状ニ関スル細則」期の規定が踏襲された。同時期の東京府や岡山県では欠くことができる科目から図画が外され、図画を受験することが求められるようになっていたが、埼玉県ではこうした措置は採られていなかった。

(4) 検定の方法・合格判定基準は明記されていない。

(5) 手数料に関しては、検定手数料が正教員30銭、准教員20銭とされ、「小学校教員検定及免許状ニ関スル細則」期の規定が踏襲されている。

3.2 細則中改正（明治43）

1910（明治43）年7月22日、県令第48号により細則の一部が改正され、第38条が改められた¹¹。

第三十八条第一項中「金参拾銭」ヲ「金壹円」「金貳拾銭」ヲ「金五拾銭」ト改メ同条第三項中「金拾銭」ヲ「金参拾銭」ト改ム

上記の細則改正では、(5) 手数料に関して、検定手数料が改められ、正教員が30銭から1円、准教員が20銭から30銭に増額されている。

3.3 細則全部改正

1912（明治45）年3月29日、県令第23号により細則の全部改正が行われた。同細則「第五章 教員検定及免許」（第26条から第31条）において小学校教員検定のあり方が規定されていた¹²。

第二十六条 無試験検定ハ随時ニ試験検定ハ春秋二季ニ之ヲ行フ但シ試験検定ハ時宜ニ依リ臨時ニ之ヲ行ヒ若ハ某種ノ検定ヲ欠クコトアルヘシ

試験検定ノ期日及場所ハ予メ之ヲ告示ス

師範学校ニ於ケル小学校教員講習科ヲ卒リタル者若ハ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケタル者ニ関シテハ前項ノ告示ヲ為サス臨時ニ試験検定ヲ行フコトアルヘシ

第二十七条 検定ヲ受ケムトスル者ハ検定ノ種類及本科専科正教員准教員ノ区別ニ依リ其ノ志望ヲ明記シ第六号第七号第八号様式ノ書面及戸籍抄本並小学校令施行規則第四百条ニ

関スル町村長ノ証明書ヲ添ヘ所轄郡役所ヲ經テ知事ニ出願スヘシ但本県ニ於テ授与シタル小学校教員免許状ヲ有スル者又ハ本県ニ於テ小学校教員ノ職ニ在ル者ハ戸籍抄本及町村長ノ証明書本県ニ於テ授与シタル学科ノ戸籍抄本ヲ要セス

師範学校ニ於ケル小学校教員講習科ヲ卒リタル者ニ就テハ前項ノ願書ヲ須ヒス当該学校長ノ申請ニ依リ検定スルモノトス

第二十八条 小学校令施行規則第八條第一項第九條第二項第十條第二項第十二條第二項ニヨリ一科目若ハ数科目ノ試験ヲ欠クハ本人ノ申出ニ依ルモノトス

第二十九条 検定ヲ受ケントスル者ハ手数料トシテ正教員ハ金一円准教員ハ金五拾錢ヲ納付スヘシ但シ第二十七條第二項ニ依リ検定スル者ニ就テハ之ヲ徴収セス

前項ノ手数料ハ本県人ニアラサル者ニ在テハ正教員ハ金貳円准教員ハ金壹円トス

小学校令施行規則第二十條第二項ノ手数料ハ金參拾錢トス

第三十条 前條第一項ノ手数料ハ之ヲ納付シタル後ニ於テ検定願ヲ取消シ又ハ試験ニ応セサルモ之ヲ還付セス

第三十一条 不正ノ方法ニ依リ検定ヲ受ケムトスル者又ハ検定ニ関スル規定ニ違背シタルモノハ其ノ検定ヲ受クルコトヲ得ス

検定ニ合格シタル後前項ノ事実發覺シタルトキハ其ノ合格ヲ無効トス

(1) 出願手続きの方法に関しては、従来の細則を踏襲しつつ、書式に関して「第六号」から「第八号」まで「様式」が規定されるようになった。

(2) 試験の実施時期・回数、(3) 試験科目に関しては、従来の細則の規定が踏襲されている。(4) 検定の方法・合格判定基準も明記されていない。

(5) 手数料に関しては、准教員の検定手数料が30銭から50銭に引き上げられるとともに「本県人」か否かで区別されるようになり、「本県人」でない者の検定手数料は正教員2円、准教員1円と設定された。「本県人」でない者の検定手数料は「本県人」の倍額に設定された¹³。

3.4 細則中改正（大正7）

1918（大正7）年10月8日、県令第44号により細則の一部が改正された。教員検定に関しては第27、29条が改められている¹⁴。

第二十九条第二項ヲ左ノ通改ム

前項ノ手数料ハ本県二本籍ヲ有セサル者ニ在リテハ正教員ハ金四円准教員ハ金貳円トス但シ本県小学校ニ在職スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條中第六号様式小学校教員（無）試験検定願第七号様式履歴書及第五十六條中第十一号様式小学校教員勤務表ノ用紙美濃紙トアルヲ用紙半紙ニ改ム

ここでは、(1) 出願手続きの方法に関して用紙が「美濃紙」から「半紙」に改められたほか、(5)「本県ニ本籍ヲ有セサル者」の検定手数料が正教員は2円から4円へ、准教員は1円から2円へ増額されている。

3.5 細則中改正（大正11）

1922（大正11）年12月1日、県令第88号により細則の一部が改正された¹⁵。教員検定に関しては第27条が改められている。その他、第8号様式が削除されている。

第二十七条中「町村長」ヲ「市町村長」ニ「郡役所」ヲ「郡市役所」ニ改ム
第八号様式ヲ削ル

同年、埼玉県で初めて川越市が市制を施行しており、上記の第27条の細則中改正は市制登場に対応したものと思われる。第8号様式は身体検査書であり、出願時の身体検査は不要になったことを意味しているのであろうか。

3.6 細則中改正（大正15）

1926（大正15）年7月1日、県令第108号により細則の一部が改正され、第27条が改められている¹⁶。

第二十七条中「所轄郡市役所ヲ経テ」ヲ削ル

(1) 出願手続きの方法に関して、従来は「所轄郡市役所」を経由して書類を提出することとされたが、その文言を削除し、郡市役所経由を不要とした。この時期、郡制が廃止されており（1923年郡制廃止、1926年郡役所廃止）、これに対応した措置と考えられる。

3.7 細則中改正（昭和9）

1934（昭和9）年4月13日、県令第21号により細則の一部が改正され、第27条から第29条、第6、7号様式が改められている¹⁷。

第二十七条 第一項ヲ左ノ如ク改ム

検定ヲ受ケムトスル者ハ第六号様式ノ願書及検定手数料ニ左ノ書類ヲ添ヘ知事ニ出願スヘシ但シ本県小学校教員ノ職ニ在ルモノハ第二号ノ証明書ヲ省略スルコトヲ得

- 一 第七号様式ノ履歴書及卒業証書、講習証書、成績佳良証明書、免許状ノ写
- 二 小学校令施行規則第四百条ニ関スル市町村長ノ証明書
- 三 戸籍抄本
- 四 他ノ道府県ニ於テ小学校令施行規則第百十四条ニ依リ授与シタル成績佳良証明書ヲ

有スル者ハ当該道府県ノ授与証明書

五 写真（手札形トシ出願前三月以内ニ半身脱帽ニテ撮影シ台紙ニ貼付シ裏面ニ撮影年月日、検定種別及氏名ヲ記載ノコト）

第二十八条中「第百十一条第三項」ヲ削ル

第二十九条中「正教員ハ金壹円」ヲ「正教員ハ金二円」ニ「准教員ハ金五拾銭」ヲ「准教員ハ金一円」ニ改ム

第六号様式ヲ左ノ如ク改ム

第六号様式（用紙半紙）

第七号様式ヲ左ノ如ク改ム

第七号様式（用紙半紙）

（１）出願手続きの方法に関しては、提出書類に「写真」が追加されている。また、「他ノ道府県」の「成績証明書」（佳良証明書）に言及されるようになり、他府県受験者を意識した表記に改められている。

（５）手数料に関して、検定手数料が正教員の場合１円から２円、准教員の場合５０銭から１円へと倍額に設定された。

この細則一部改正は、検定手数料値上げは「県会ノ議決」によるものとされ、書類に関しては「出願書類全書式ノ改正ハ事務上不便ナカラシムルタメ」と説明されている¹⁸。

3.8 従軍受験者への措置

1938（昭和13）年5月6日、県告示第283号により、「支那事変」従軍のために教員検定を受験できなくなった者に対する措置が提示された¹⁹。そして召集解除後、受験希望の場合は3年以内であれば提出書類により受験可能であることが明らかにされた。

埼玉県告示第二百八十三号

埼玉県ニ於テ昭和十二年以後施行ノ小学校教員試験検定ヲ出願シタル者ニシテ支那事変ノ為陸軍又ハ海軍ノ召集ニ応シ受験シ能ハサル者ニ対シテハ召集解除後三年以内ニ受験セントスル場合ニ限り既ニ提出シタル願書ヲ充用スヘキヲ以テ召集及召集解除ノ証明書ヲ添ヘ左ノ様式ニ依リ知事宛届出ツヘシ

昭和十三年五月六日

埼玉県知事 土岐銀次郎

3.9 その他：教員検定に関する取り組み

この時期における教員検定に関する取り組みとして、（１）1908（明治41）年の各郡における准教員養成講習実施計画立案及び翌年度以降の実施、（２）1913（大正2）年の教育会による教員養成講習開始、（３）1916（大正5）年の高等女学校補習科、農事試験場実習生の専科正教員無試験検定指定、（４）1940（昭和15）年の「埼玉県尋常小学校本科正教員養

成講習会規則」制定を記しておきたい。

(1) 各郡准教員養成講習

各郡准教員養成講習に関しては、『埼玉県統計書』に次のように記されている²⁰。

小学校教員補充ニ関シテハ師範学校ニ於テ小学校教員講習科ヲ置ク外毎春秋二期ノ検定試験ヲ施行シ来リシカ従来ノ方法ニテハ未タ充分ナルヲ得サルニ依リ来年度ヨリ施行ノ目的ヲ以テ各郡数箇所ニ四ヶ月乃至五ヶ月間准教員養成ノ講習ヲ開催スヘキ計画ヲナセリ

各郡での准教員養成講習に関して各『郡誌』を確認していくと、大里、北足立、秩父の各『郡誌』に記録が残されている。いずれも1909（明治42）年から准教員養成講習が開始されている。大里郡では1909、10、13、17～20年度に郡内の一ヶ所または数ヶ所で「准教員養成所講習」として開催されていたことが記されている²¹。北足立郡では「郡立教員養成講習所」を設置して1909年度から正教員養成講習も併せて行っていたが、1915年度から准教員養成講習のみとなり、1917年に一旦廃止となった後、1917年度から「郡立准教員養成講習所」として臨時試験検定を伴う准教員養成講習が再開されたことが記されている²²。秩父郡では1909年度から「准教員養成講習会」を開始し、臨時試験検定を伴うものであったことが記されている。ただし、1921年開催講習「終了者」82名に対し臨時試験検定を行い、合格者は22名であったことも記されており、合格者は多くなかったことがわかる²³。

なお、1939年10月開催の埼玉県教育会・郡市教育会合同開催の准教員養成講習会では講習員選抜に関して、「講習員は各小学校長に於て其の学校卒業生中、成績優秀にして志操堅実なるものを選抜推薦」していたことが記されている²⁴。

(2) 埼玉県教育会開催教員養成講習会

1913（大正2）年度の『埼玉県統計書』の「教育会」項目に「裁縫専科教員及准教員養成講習」のことが記されるようになった²⁵。この頃から埼玉県教育会雑誌に同会主催の教員養成講習会開催の記事が掲載されるようになった²⁶。講習修了者には臨時試験検定が実施されたことも記されている。

ただし、この講習会とセットにされた臨時試験検定の合格率は必ずしも高くなかった。例えば、1927（昭和2）年開催の講習会受講者に対する臨時試験検定の合格状況が次のように記されている²⁷。合格率は高い科目でも62.62%であった。科目ごとに合否が判定されている点も興味深い。

○受講者中受検人員と合格者数（臨時検定試験の結果）

定検科目	受検者数	合格者数	合格歩合（百分比）
教 育 科	一五七	四九	三一、二一
音 楽 科	一〇七	六七	六二、六二
国 語 科	六四	三七	五七、五〇 ママ
算 術 科	六六	一七	二五、七六
理 科	六八	三九	五七、三五
地 理 科	四二	二〇	四七、六二
歴 史 科	四〇	二五	六二、五〇
計	五四四	二五四	四六、六七 ママ

また、講習証書授与者数と検定出願者数を記した記事（1928年）もあり、講習修了者全員が検定出願していたわけではないこともわかる（「期間」は掲載の都合上、開催月日は削除し、開催日数のみ記した）²⁸。なお、このときの臨時試験検定は、「臨時検定試験は、本県の厚意によって九月九日から三日間師範学校で開始された」ことが記され、埼玉県の「厚意」で行われたものであることも記されていた。

学 科	会 場	期 間	講習出席 人 員	同講習証書 授与 人員	同検定出願 人 員
国 史	大 宮 校	三	一二四	一二四	一
染 色	県立工業校	七	三五	三五	一
理 科	川越尋高校	八	八七	八七	七七
教 育	大 宮 校	二一	一二九	一二九	一〇八
音 楽	大 宮 校	一〇	一一七	一一七	八一
図 画	師 範 校	七	五〇	五〇	三七
算 術	忍 校	七	七九	七九	六二
教 育	熊谷女子校	二一	九二	九二	八〇
音 楽	熊谷女子校	一〇	一一八	一一八	九八
体 操	女子師範校	七	七八	七八	六二
国 語	寄 居 校	七	八四	八四	六七
計	一一	一〇八	九九四	ママ 九七三	ママ 六七二

なお、埼玉県では「受験準備講習会」にも臨時試験検定が適用されていた²⁹。筆者らは群馬県以外でこうした事例に接していない。

(3) 高女補習科・農業試験場実習生修了者に対する専科正教員・無試験検定

1916(大正5)年度の『埼玉県統計書』によれば、同年度から高等女学校補習科修了生には尋常小学校本科正教員及び裁縫科専科正教員免許状、農事試験場実習生修了者には農業専科正教員の免許状を授与することが次のように明記されていた³⁰。

本年度ハ尚教員養成ノ方法ヲ考究拡張シテ各高等女学校補習科修了生(毎週裁縫二十五時間教育二時間修身一時間国語二時間ヲ課ス)及県立農事試験場実習生(甲種程度農業学校卒業生ヲ入場セシメ専ラ農事ノ実習ニ従事セシメ併テ教育学ヲ修メシム)修了者ニ対シ無試験検定ニ依リ前者ニハ尋常小学校本科正教員裁縫科専科正教員後者ニハ農業専科正教員ノ免許状ヲ与フルコトトシ以テ実業科教員及小学校教員ノ養成補充ヲ図レリ

(4) 「埼玉県尋常小学校本科正教員養成講習会規則」制定

1940(昭和15)年9月24日、県告示第694号により「埼玉県尋常小学校本科正教員養成講習会規則」が制定された³¹。同規則は、高等女学校卒業者を主な対象として、6ヶ月で尋常小学校本科正教員を養成しようとするものであり、修了者に対して臨時検定試験を実施することが明記されていた。開設場所は女子師範学校のほか、熊谷、川越、久喜、忍、小川、粕壁、秩父、児玉、飯能、越ヶ谷の各県立高等女学校とされ、計11会場において講習会が開催されることになっていた。一会場の収容定員は40名である。1年間に440名の尋常小学校本科正教員有資格者を輩出する計画であったのであろうか。

4. 「国民学校令施行細則」期

4.1 「国民学校令施行細則」制定

1941(昭和16)年5月20日、県令第51号により小学校令施行細則が改められるかたちで「国民学校令施行細則」が制定された³²。同細則は全9章74条から成り、「第五章 検定及免許状」(第32条から第36条)において教員検定のあり方が規定されていた。

第五章 検定及免許状

第三十二条 無試験検定ハ随時ニ試験検定ハ年二回之ヲ行フ 但シ試験検定ハ時宜ニ依リ臨時ニ之ヲ行ヒ又ハ某種ノ検定ヲ欠クコトアルベシ

試験検定ノ期日及場所ハ予メ之ヲ告示ス

師範学校ニ於ケル国民学校教員講習科ヲ卒ヘタル者若ハ教員ニ適スル教育ヲ受ケタル者ニ関シテハ前項ノ告示ヲ為サズ臨時ニ試験検定ヲ行フコトアルベシ

第三十三条 検定ヲ受ケントスル者ハ第六号様式ノ願書及検定手数料ニ左ノ書類ヲ添ヘ知事ニ出願スベシ 但シ本県国民学校職員ハ第二号ノ証明書ヲ省略スルコトヲ得

一 第七号様式ノ履歴書並ニ卒業証書、講習証書、成績佳良証明書及免許状ノ写

二 規則第九十四条ニ関スル市町村長ノ証明書

三 戸籍抄本

四 他ノ道府県ニ於テ規則第七百七条ニ依リ授与シタル成績佳良証明書ヲ有スル者ハ当該道府県ノ授与セル旨ノ証明書

五 写真（手札形トシ出願前三ヶ月以内ニ半身脱帽ニテ撮影シ台紙ニ貼布シ裏面ニ撮影年月日、検定種別及氏名ヲ記載ノコト）

師範学校ニ於ケル国民学校教員講習科ヲ卒ヘタル者ニ付テハ前項ノ願書ヲ用ヒズ当該学校長ノ申請ニ依リ検定スルモノトス

第一項ニ依リ出願者中学位力検定ニ合格シタル者ニ対シテハ身体検査ヲ行フ

第三十四条 手数料トシテ訓導又ハ養護訓導ノ検定ヲ出願スル者ハ金二円準訓導ノ検定ヲ出願スル者ハ金一円ヲ納付スベシ但シ第三十二条第二項ニ依リ検定スル者ニ付テハ之ヲ徴収セズ

前項ノ手数料ハ本県ニ本籍ヲ有セザル者ニ在リテハ夫々倍額トス 但シ本県国民学校ニ在職スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

規則第九十一条ニ依リ免許状ノ書換又ハ再渡ヲ出願スル者ハ手数料トシテ金三十銭ヲ納付スベシ

第三十五条 前条ノ手数料ハ之ヲ納付シタル後ニ於テ出願ヲ取消シ又ハ試験ニ応ゼザルモ之ヲ還付セズ

第三十六条 不正ノ方法ニ依リ検定ヲ受ケントスル者又ハ検定ニ関スル規定ニ違反シタル者ハ其ノ検定ヲ受クルコトヲ得ズ

検定ニ合格シタル後前項ノ事実発覚シタルトキハ其ノ合格ヲ無効トス

(1) 出願手続きに関しては、学校種の名称変更以外は変化なく、「小学校令施行ニ関スル細則」で規定された内容が継承されている。

(2) 試験の実施時期・回数に関しては、試験検定実施の季節に関する文言を削除したほかは「小学校令施行ニ関スル細則」の規定が継承された。

(3) 試験科目に関しては、細則には関連する条項がなく、明記されていない。他府県では東京府及び静岡県は試験科目を明記していたが、岡山県では明記していなかった。

(4) 検定の方法・合格判定基準は明記されていない。

(5) 手数料も「小学校令施行ニ関スル細則」の内容が踏襲されている。なお、秋田県では訓導3円、准訓導2円、静岡県では訓導・養護訓導3円、准訓導2円50銭であったため、埼玉県は訓導では1円安く、准訓導では半額程度であった。

4.2 細則中改正（昭和20）

1945（昭和20）年9月11日、県令第32号により細則第34条が改められた³³。

第三十四条中「訓導又ハ養護訓導ノ検定ヲ出願スル者金貳円」ヲ「訓導又ハ養護訓導及保姆ノ検定ヲ出願スル者金四円」ニ「準訓導ノ検定ヲ出願スル者金壹円」ヲ「準訓導ノ検定ヲ出願スル者金参円」ニ「手数料トシテ金参拾銭」ヲ「手数料トシテ金壹円」ニ改ム

(5) 手数料が改められ、訓導・養護訓導（保姆も加えられている）が2円から4円、准訓導が1円から3円に引き上げられた。

4.3 細則中改正（昭和21）

1946（昭和21）年7月5日、県令第43号により再び細則第34条が改められた³⁴。手数料は「埼玉県免許試験手数料条例」に依るものと規定されるようになった（今回の調査では同条例の条文を確認することができなかった）。

第三十四条 前条ノ検定手数料及規則第九十二条ニ依リ免許状ノ書替又ハ再渡ヲ出願スル者ノ手数料ハ埼玉県免許試験手数料条例ノ定ムル所ニ依ル
但シ第三十二条第二項ニ依ル検定ニ付テハ此ノ限りニ在ラズ

確認した限りでは、これが旧学制下において最後の細則改正であった。

4.4 その他：教員検定に関する取り組み

この時期における教員検定に関する取り組みとして、1)「埼玉県尋常小学校本科正教員養成講習会規則」が「埼玉県国民学校初等科訓導養成講習会規則」に改められるとともに³⁵、2)「埼玉県臨時国民学校初等科訓導養成講習所規則」³⁶が制定されていたことを指摘しておきたい。

後者は、国民学校高等科卒業の女子を対象とし、2年間にわたり必要な教育を施し、国民学校初等科訓導を養成しようとするものであった。同養成所修了者に対しては「検定」の上、免許状が授与されることが明記されていた。前記の埼玉県国民学校初等科訓導養成講習会（高女卒業生等対象）は存置されたまま、国民学校初等科訓導養成講習所（高等小学校卒業生対象）が設置され、国民学校初等科訓導有資格教員供給がいかに求められていたかを物語っているように思われる。

5. おわりに

以上のようにみてきて、次のことを指摘しておきたい。

(1) 1908（明治41）年から1941（昭和16）年までは「小学校令施行ニ関スル細則」により教員検定のあり方が規定されていた。『埼玉県教育史』では小学校教員検定に関して同細則が見落とされていた。また、講習修了後に臨時試験検定を実施する教員養成講習会が埼玉県でも開催されていたことを確認することができた。

(2) 埼玉県でも郡制廃止まで郡役所を経由して県知事に検定出願書類を提出することになっており、他府県と同様であったことが確認できた。しかし、出願手続きに関して必要書類の様式が定められるのが他府県に比して遅く、試験科目において欠くことのできる科目が東京府・岡山県等と比較して多く、検定手数料も他府県よりも低く設定されていた。試験科目が少なく、検定手数料が低いことは受験しやすくするための措置であろうか。ただし、検定手数料では「本県人」か否かで区別され、「本県人」でない場合は手数料が倍額に設定されるなど、「本県人」でない者に対する受験のハードルは高かったと考えられる。

(3) ただし、受験しやすかったとしても、合格しやすかったわけではないと思われる。各郡実施の准教員養成講習等に際して行われた臨時試験検定の合格率は決して高くなかった。

(4) このほか、他府県と異なる点として、埼玉県では農業科専科正教員の無試験検定適用対象に農事試験場実習生修了者があげられていたことを指摘しておきたい。農事試験場実習生修了者に無試験検定を実施した事例はこれまで確認されていない。

付記 本研究は、日本学術振興会科学研究費補助金（17H02660、基盤研究（B）「戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の果たした役割に関する歴史的研究」（研究代表者・丸山剛史））の助成を受けたものである。

注

- 1 内田徹・丸山剛史「旧学制下埼玉県の小学校教員検定制度 —1900年以前—」浦和大学・浦和大学短期大学部『浦和論叢』第60号、2019年2月、79-96ページ。
- 2 埼玉県教育委員会編集・発行『埼玉県教育史 第三卷-第五卷』、1970-72年。同書では「初等教育」のなかで「教員の任用と待遇」について記されており、小学校教員検定に関して記述されている。
- 3 埼玉県教育委員会編集・発行『埼玉県教育史 第四卷』1971年、412ページ、『同 第五卷』1972年、272ページ。
- 4 丸山剛史「第二次大戦中・戦後の国民学校教員検定」『宇都宮大学教育学部紀要 第1部』第63号、2013年、25-26ページ。
- 5 丸山剛史「4 東京府の小学校教員検定制度及び東京府・東京市の小学校教員確保策」丸山・前掲科研費報告書・2018年、48-50ページ。
- 6 岡本洋三「教育学部史研究ノート（1）」『鹿児島大学教育学部紀要 人文・社会科学篇』第32巻、1980年、163ページ。
- 7 「埼玉県令第五十七号」『県報』（埼玉県）号外、1900年9月29日、1-2ページ。
- 8 以下、先行研究により府県の小学校・国民学校教員検定制度が通史的に明らかにされている秋田、静岡、群馬、東京、岡山、栃木の各府県と比較する。秋田県に関しては釜田史『秋田県小学校教員養成史研究序説 —小学校教員検定試験制度を中心に—』（学文社、2012年）、静岡県に関しては丸山剛史「静岡県の初等教員養成と初等教員検定 —研究ノート—」（丸山（研究代表者）『平成23年度～平成25年度科学研究費補助金 基盤研究（C）研究成果報告書 戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の意義と役割に関する通史的事例研究』、2014年）、群馬県に関しては内田徹・丸山「旧学制下群馬県における小学校教員検定制度 —1900年9月以前—」（『東京福祉

大学・大学院紀要』第5巻第2号、2015年)、東京府に関しては丸山「東京府の小学校教員検定制度及び東京府・東京市の小学校教員確保策」(丸山(研究代表者)『平成26年度～平成29年度科学研究費補助金 基盤研究(C) 研究成果報告書 戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の果たした役割に関する府県比較研究』、2018年)、同「岡山県の小学校教員検定制度の概要」(同左報告書所収)、栃木県に関しては丸山「旧学制下栃木県の小学校教員検定制度(一)～(三)」(『宇都宮大学教育学部研究紀要 第一部』第66～68号、2016～2018年)を参照した。

- 9 この時期、秋田県は検定手数料を徴収していない。
- 10 「埼玉県告示第百六十七号」『県報』第953号、1900年10月23日、1470-1471ページ。
- 11 「埼玉県令第四十八号」『県報』(埼玉県)第1920号、1910年7月22日、1063ページ。
- 12 「埼玉県令第二十三号」『県報』第2090号、1912年3月29日、512-513ページ。
- 13 現在確認できている限りでいえば、検定手数料で県内者と県外者を区別したのは群馬県と栃木県のみであり、群馬県は1932年から県内者は正教員検定2円、准教員1円50銭、県外者は正教員3円、准教員2円であり、栃木県は1941年から1945年まで県内者と県外者を区別し、県内者は訓導・保母3円、准訓導1円50銭、県外者は訓導・保母4円、准訓導2円と設定されていた。
- 14 「埼玉県令第四十四号」『県報』第617号、1918年10月8日、1261-1263ページ。
- 15 「埼玉県令第八十八号」『県報』号外、1922年12月1日、22-25ページ。
- 16 「埼玉県令第八十八号」『県報』号外、1926年7月1日、110-110ノ4(ママ)ページ。
- 17 「埼玉県令第二十一号」『埼玉県報』第728号、1934年4月13日、481-485ページ。
- 18 「小学校令施行ニ関スル細則中改正ニ依ル教員検定及免許状中手数料等改正ニ付伺」(文書番号：昭2847、件名番号：155、埼玉県立文書館所蔵)
- 19 「埼玉県告示第二百八十三号」『埼玉県報』第1146号、1938年5月6日、972-973ページ。
- 20 『埼玉県統計書 第二巻(学事之部) 明治四十一年度』、4ページ。
- 21 埼玉県大里郡『埼玉県大里郡制誌 全』、214-215ページ。筆者が確認したのは1974年発行(名著出版)の復刻版である。
- 22 北足立郡役所編纂『北足立郡誌 全』、275-279ページ。筆者が確認したのは1987年発行(千秋社)の復刻版である。
- 23 秩父郡教育会『秩父郡誌』、335ページ。筆者が確認したのは1972年発行(名著出版)の復刻版である。
- 24 「正教員養成講習の開設」『埼玉教育』第85号、1939年、76-77ページ。
- 25 『埼玉県統計書 大正二年』、18ページ。
- 26 埼玉県教育会雑誌を確認したところ、1914、15、16、18、21、23、24、25、26、28年にも開催通知が出されている。1938、39、41、43年には受験準備講習会開催が通知されている。ただし、関連記事の掲載方法は多様であり、今回の調査では見落とした記事があるかもしれない。いずれかの機会に再検討したい。
- 27 『埼玉教育』第232号、1927年9月、52ページ。
- 28 「会報 夏季講習会概況」『埼玉教育』第245号、1928年、89-90ページ。
- 29 「夏季講習会」として「一、資格向上講習会」、「二、教育科講習会」、「三、受験準備講習会」が開催されるようになっており、「備考」において「一、教育科は中学校、高等女学校卒業生を収容し終了後受験準備講習修了生と共に臨時検定試験を執行せらるるものとす」とされ、受験準備講習会講習修了者にも臨時試験検定が実施されたとみられる(『埼玉教育』第217号、1926年)。1941年8月開催「国民学校教員検定試験受験準備講習会」でも「臨時検定試験が行はれる」ことが明らかにされている(「本会記事 ○国民学校教員検定試験準備講習会」『埼玉教育』第107号、

1941年、50ページ)。

30 『埼玉県統計書 大正五年』、17ページ。

31 「埼玉県尋常小学校本科正教員養成講習会規則」(「埼玉県告示第六百九十四号」『埼玉県報』第1391号、1940年9月24日、1946-1949ページ)は次のとおり(採録にあたり、縦書きを横書きに改めた)。

埼玉県尋常小学校本科生教員養成講習会規則

第一章 総則

第一条 本会ハ左記各項ノ一ニ該当スル者ニ対シ尋常小学校本科正教員タルニ必要ナル教育ヲ施スヲ以テ目的トス

一、高等女学校卒業者

二、修業年限五年ノ高等女学校第四学年修了者

三、専門学校入学者検定規定ニ依ル試験検定合格者(但シ女子ニ限ル)

四、文部大臣ニ於テ一般専門学校入学ニ関シ修業年限四年ノ高等女学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第二条 本会ハ埼玉県尋常小学校本科生教員養成講習会ト称ス

第三条 本会ハ本県女子師範学校及熊谷、川越、久喜、忍、小川、粕壁、秩父、児玉、飯能、越ヶ谷ノ各県立高等女学校ニ之ヲ開設シ夫々其学校長ヲシテ管理セシム

第四条 講習期間ハ十月一日ヨリ翌年三月末日ニ至ル六ヶ月間トス

第五条 収容定員ハ一会場四十人トス

第六条 休業日ハ開設学校ノ学則ニ準ジテ之ヲ設定ス

第二章 学科課程

第七条 学科課程毎週教授時数並ニ教授要項左ノ如シ

学 科 目	毎週教授時数	教 授 要 項
修身公民科	二	国体ノ本義、国定教科書解説、教育者心得、其他
教 育	六	心理及論理、教育学、教育史、学校管理法、各科教授法、国民学校令同施行規則解説
国語 漢文	二	国定教科書解説其他
数 学	三	同 右
歴史 地理	二	同 右
理 科	四	同 右
家事 裁縫	三	小学校教材解説、其他
図画 手工	二	写生画、臨画、考案画、小学校手工教材、其他
音 楽	五	基本練習楽典、器楽使用法及実習、小学校教材、其他
体 操	四	体操、遊戯、競技、武道、其他
計	三三時	

以上ノ外課外指導者若干時ヲ課スルコトアルベシ

第三章 入会及修了

第八条 入会志願者ハ左記書類ヲ開設学校長ニ提出スベシ

一、入会志願書

一、履 歴 書

一、卒業成績証明書

第九条 入会志願者ニ対シテハ口頭試問及身体検査ヲ施行ス

第十条 本会ノ修了者ニ対シテハ臨時ニ検定試験ヲ施行ス

第四章 授業料

第十一条 授業料ハ之ヲ徴収セズ

附則

本則施行ニ関スル細則ハ開設学校長之ヲ定ム

本則ハ昭和十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

32 「埼玉県令第五十一号」『埼玉県報』号外、1941年5月20日、1-36ページ。

33 「埼玉県令第三十二号」『埼玉県報』第1900号、1945年9月11日、625ページ。

34 「埼玉県令第四十三号」『埼玉県報』第1985号、1946年7月5日、447ページ。

35 「埼玉県尋常小学校本科生教員養成講習会規則」は、1941年9月16日の埼玉県告示第645号により規則の一部が改正され、規則名が「埼玉県国民学校初等科訓導養成講習会規則」へ、条文中の「小学校」が「国民学校」へ、「手工」が「工作」へと改められるとともに、講習期間が「時宜ニヨリ之ヲ定ム」と改められた（『埼玉県報』第1491号、1941年9月16日、1814ページ）。

36 「埼玉県臨時国民学校初等科訓導養成所規則」（「埼玉県令第二十四号」『埼玉県報』第1552号、1942年4月24日、655-658ページ）は次のとおり（採録にあたり、縦書きを横書きに改めた）。

埼玉県臨時国民学校初等科訓導養成所規則

第一章 総則

第一条 本養成所ハ国民学校初等科訓導タルニ必要ナル教育ヲ施スヲ以テ目的トス

第二条 本養成所ハ埼玉県臨時国民学校初等科訓導養成所ト称ス

第三条 本養成所ハ埼玉県女子師範学校ニ之ヲ開設ス

第四条 本養成所ニ所長並ニ講師若干名ヲ置キ所長ハ埼玉県女子師範学校長ヲ以テ之ニ充テ講師ハ埼玉県女子師範学校職員中ヨリ囑託ス

第五条 本養成所ノ修業年限ハ二年トス

第六条 講習員ノ定員ハ五十名トス

第七条 学年□（判読不能：引用者）休業日ハ開設学校ノ学則ヲ準用ス

第二章 学科課程

第八条 学科課程、毎週教授時数並ニ教授要項左ノ如シ

	第一学年		第二学年	
	毎週教授時数	教授要項	毎週教授時数	教授要項
修身公民科	二	教育勅語、神勅、聖訓、国民道德、公民大意、礼法	一	教育勅語、国民道德、公民大意、礼法、修身教授法
教育	二	心理	三	教育ノ理論、授業法、学校管理法大要
国語 漢文	五	講読、文法、作文、習字、漢文	六	講読、文法、作文、習字、漢文教授法
歴史	二	国史	二	国史、外国史大要、授業法
地理	二	日本地理、外国地理	二	外国地理、地理概説、授業法
数学	四	数学	三	数学、授業法
理科	三	物象及生物ノ大要	三	物象及生物ノ大要、授業法
家事	二	家事ノ大要	二	家事ノ大要
裁縫	四	基礎的技術練習、縫方、裁方、繕方	四	縫方、裁方、繕方、授業法
図画 工作	三	描画、描図、図法、鑑賞、国民学校工作教材	三	描画、描図、図法、図案、鑑賞、国民学校工作教材、授業法
音楽	二	基本練習、唱歌、楽典、楽器使用法	二	唱歌、楽典、楽器使用法、授業法
体操	三	体操、教練、遊戯	三	体操、教練、遊戯、授業法
計	三四		三四	

備考 右教授時数ハ課外指導等ノタメ若干時間ヲ増加スルコトアルベシ

第三章 入所及修了

第九条 本養成所ニ入所シ得ルモノハ身体健全、品行方正ナル女子ニシテ国民学校高等科ヲ修了シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者トス

第十条 入所志願者ハ左記書類ヲ開設学校長ニ提出スベシ

- 一 入所志願書
- 一 履歴書
- 一 修了（卒業）成績証明書

第十一条 入所志願者ニ対シテハ口頭試問並ニ身体検査ヲ行フ

第十二条 講習員ニ対スル懲戒其ノ他身上ニ関スル取扱ハ開設学校ノ学則ヲ準用ス

第十三条 本養成所ノ修了者ニ対シテハ検定ノ上国民学校初等科指導ノ免許状ヲ授与ス

第四章 授業料、服務

第十四条 授業料ハ之ヲ徴収セズ

第十五条 本養成所ノ修了者ハ修了ノ日ヨリ一年六月本県国民学校ノ職ニ従事スル義務ヲ有ス 但シ特別ノ事由アリト認メタルトキハ之ヲ免除スルコトアルベシ

附則

第十六条 本令実施上必要ナル細則ハ所長之ヲ定ム

第十七条 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同規則は、1943年5月25日の埼玉県令第44号により規則の一部が改正され、開設場所が「埼玉県女子師範学校」から「埼玉県立浦和第二高等女学校」へ、教職員に関して「埼玉県女子師範学校長」が「埼

玉県立浦和第二高等女学校長」へ、「埼玉県女子師範学校職員中」が「埼玉県立浦和第二高等女学校職員又ハ其ノ他適当ト認メタル者」へと改められた（『埼玉県報』第1663号、1943年5月25日、696-697ページ）。

Summary

Historical Analysis on Certificate Examination System for Elementary School Teachers in Saitama Prefecture under the Prewar School System

— After 1900 —

Toru Uchida, Tsuyoshi Maruyama

Abstract: The purpose of this study was to clarify the development process of the certificate examination system for the elementary school teachers in Saitama prefecture after 1900 by analyzing Saitama Prefecture Gazettes. The principal results can be summarized as follows:

1) From 1908 to 1941, in Saitama Prefecture, 'Enforcement Regulations of the Elementary School Ordinance' prescribed the Certification Examination System for elementary school teacher. *History of education in Saitama* had overlooked this fact. As a result of the survey, it was confirmed that a teacher training course was held in Saitama Prefecture and that Temporary Certification Examinations were enforced after the course was finished.

2) In Saitama Prefecture, it was slower than other prefectures to determine the format of required documents for application procedures. There were more subjects that were indispensable in the test subjects than in Tokyo and Okayama prefectures. And, the charge for examination was set lower than other prefectures.

3) On the other hand, it seemed difficult to pass the exam. The passing rate of Temporary Certification Examinations were low.

Keywords Certification Examination System for elementary school teacher, Saitama prefecture, After 1900

(2019年11月7日受領)

